

改正

昭和46年12月28日条例第28号

昭和47年7月1日条例第16号

平成12年3月17日条例第8号

平成13年3月23日条例第2号

平成21年6月17日条例第16号

平成30年3月23日条例第1号

明和町総合建設計画審議会条例

(設置)

第1条 総合建設計画行政の円滑な運営をはかるため、明和町総合建設計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 農村地域への工業の導入の促進に関すること。
- (2) その他町長が総合的な建設計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 11人以内
 - (2) 住民の代表 5人以内
- 2 前項第1号につき任命される委員の任期は2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年7月1日条例第16号)

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第8号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。